

令和 6 年 5 月 20 日制定

技能五輪全国大会競技規則

— 第 62 回技能五輪全国大会 —

1. 競技規則	4
1.1. 目的	4
1.2. 構成	4
1.3. ペナルティ	4
1.3.1. 失格	4
2. 競技運営	4
2.1. 競技委員等	4
2.1.1. 競技委員	4
2.1.2. 競技補佐員	5
2.1.3. 競技支援員	5
2.2. 公平性の確保	5
2.3. 競技準備	5
2.3.1. 作業場所（ワークエリア）の割当て	5
2.3.2. 下見又は準備及び習熟	6
2.3.3. 検査	6
2.3.4. 本人確認	6
2.4. 競技中	6
2.4.1. 作業の開始と終了	6
2.4.2. 休憩時間	6
2.4.3. 時間の延長	6
2.4.4. 選手と指導者の接触	6
2.5. 安全衛生	6
2.5.1. 安全衛生	6
2.5.2. 競技中の怪我、病気又は事故	7
2.5.3. 資格証等の提示	7
2.6. 競技終了後	7
2.6.1. 片付け	7
2.6.2. 終了した作品（製品）の保全	7
2.6.3. 競技運営の完了	7
3. 競技職種実施要領	8
3.1. 位置づけ	8
3.2. 内容と適用範囲	8
3.3. 技能五輪全国大会職業標準（JSOS）とその構成	8
3.4. 競技職種限定規則	8
3.5. 選手が持参すべき材料・工具・機器	9
3.6. 入手方法	9

3.7.	技能五輪国際大会との整合化	9
3.7.1.	整合化の考え方	9
3.7.2.	整合化率の算出と公表	9
3.7.3.	整合化の状況と改善	9
3.8.	更新とその有効性	9
4.	競技課題	9
4.1.	競技課題内容	9
4.2.	競技時間	9
4.3.	競技課題様式（テンプレート）	10
4.4.	使用する材料・工具・機器	10
4.5.	競技課題の作成	10
4.6.	品質保証と管理	10
4.7.	守秘義務	10
4.8.	競技課題の公表と非公表	10
4.9.	競技課題に関する問い合わせ	10
4.10.	競技課題の保管と共有	11
4.11.	終了した作品（製品）の取扱い	11
5.	採点	11
5.1.	採点者	11
5.2.	採点方式	11
5.3.	得点	11
5.4.	採点方法	11
5.4.1.	客観採点（メジャメント）	11
5.4.2.	主観採点（ジャッジメント）	11
5.5.	採点基準の作成と公表	11
5.6.	採点基準の構成	12
5.6.1.	大項目	12
5.6.2.	中項目	12
5.6.3.	小項目（採点最小単位）	12
5.6.4.	詳細	12
5.7.	採点研修等（トレーニング）	12
5.8.	指摘と対応	12
5.9.	採点の対象者	12
5.10.	採点の実施	13
5.10.1.	採点の準備	13
5.10.2.	採点の順序	13
5.10.3.	選手の前での採点の禁止	13
5.10.4.	二重採点の禁止	13
5.10.5.	採点結果の入力と集計	13

5.10.6.	採点完了時間.....	13
5.10.7.	採点過失への対処.....	13
5.10.8.	採点結果の確定.....	13
5.11.	採点結果の通知.....	14
5.12.	採点結果への異議申し立て.....	14
5.13.	採点内容に対する問い合わせ等の禁止.....	14

1. 競技規則

1.1. 目的

本競技規則は、技能五輪全国大会（以下「大会」という。）の競技運営のための基本的事項を予め定義づけ広く公表することにより、競技の質と水準の担保を含め公平かつ公正な競技実施に貢献するために定めるものとする。

大会期間中は、全ての参加者及び関係者は、本競技規則を遵守しなければならない。

1.2. 構成

本競技規則には、全ての競技職種に共通的な事項を定義する。各競技職種の競技委員会が独自で定める特有の規則は、競技職種限定規則とし、競技職種実施要領で規定される。

1.3. ペナルティ

競技規則に違反した者は、定められたペナルティの対象となる。ペナルティには、失格、採点対象外、減点がある。採点対象外、減点は予め定めた基準により競技委員会が決定することができる。

1.3.1. 失格

競技規則及び競技職種限定規則に関する重大な違反、又は倫理行動規程の違反があった場合は、失格の対象となる。

失格に相当する事例は、以下である。

- ・ 競技規則及び競技職種限定規則に関する重大な違反
- ・ 故意による大会又は競技に関する施設・設備等の破損
- ・ 窃盗（私物又は大会の器具、材料、若しくは消耗品）
- ・ 詐欺（情報の改ざん等）
- ・ 身体的暴力又はいじめ
- ・ 公然わいせつ行為
- ・ 会場に関連する場所への故意による損害
- ・ その他技術委員会において失格に相当すると認められるもの

2. 競技運営

2.1. 競技委員等

競技運営は、競技委員、競技補佐員、運営委員で行われる。また、競技職種限定規則において、競技支援員をおくことができる。

2.1.1. 競技委員

競技委員は、次に定める選任基準のいずれかに該当し競技職種に精通していると認められ主催者から委嘱された者である。競技運営は、別に定める設置要綱に基づき競技委員会が行う。

- ・ 大会の当該職種に係る競技内容等に精通している者
- ・ 大会の当該職種に係る関係機関又は業界団体等から競技内容等において実務経験等を有していると認められ、推薦される者

- ・ 技能検定と同一の職種、技能検定課題が都道府県予選となっている職種等については、当該技能検定職種（作業）の 1 級若しくは単一等級技能士である者
- ・ 競技職種の訓練科に係る職業訓練指導員免許を保有している者
- ・ その他、上記項目に相当すると認められる者

競技委員の主な職務は、次のとおりである。

- ・ 競技課題及び実施要領（採点基準を含む。）の作成及び管理
- ・ 競技準備（技術委員との連携を含む。）
- ・ 競技実施の指揮及び進行
- ・ 競技作品の採点及び技術委員会への報告
- ・ その他競技の円滑な実施に必要な事項

また、競技委員の中から主査を互選する。競技主査は、その他の競技委員等を指揮する。

2.1.2. 競技補佐員

競技補佐員は、競技主査指揮のもと競技運営を補佐する者である。

2.1.3. 競技支援員

競技支援員は、競技の運営には主体的には携わらないが、競技主査の指揮により競技運営の一部を支援する者である。

2.2. 公平性の確保

競技の実施に当たり、競技委員会は公平性を期するため選手に対して、次を保証しなければならない。

- ・ 競技職種に関する競技課題、関連情報及び採点基準に関する情報を統一的に提供し、かつ適用すること。（ただし、シフト制が適用される競技職種では例外の場合がある。）
- ・ 競技委員又は一般来場者が競技への妨害及び手助け等をしないこと。
- ・ 安全衛生に関する規定、競技スケジュール（集合・退出時間、昼食時間、休憩時間、競技開始・終了時間を含む。）及び競技規則違反によるペナルティに関する情報を提供すること。
- ・ 競技エリアへの私物（スマートフォン等）の持ち込み及び競技期間中の他者との接触に関し制限を設ける場合があること。

2.3. 競技準備

2.3.1. 作業場所（ワークエリア）の割当て

選手の作業場所は、抽選やその他の方法により選手に割り当てられる。割り当て抽選を行う場合は、大会開始前に、競技委員会又は選手自身のいずれかによって行われる。抽選後、競技委員会又は主催者は、速やかに選手に通知しなければならない。

また、主催者は競技エリア外の一般来場者に対し、安全性を考慮したレイアウトを考慮しなければならない。

2.3.2. 下見又は準備及び習熟

選手は、作業場所の準備、材料・工具・機器の確認と準備ができるとともに、質問をする時間が与えられる。

競技委員会が必要と判断した場合は、工具や機器の取り扱い、安全上の注意事項等に関して説明を行うとともに、選手に対して習熟の機会を与えなければならない。

2.3.3. 検査

競技委員会は、各選手の持参工具等を検査しなければならない。この検査の目的は、選手に不当な優位性を与える可能性や、安全上問題があるなど正式には認められていない品目を予め排除するためである。疑いのある工具等を競技委員が見つけた場合は、競技主査に速やかに報告しなければならない。

2.3.4. 本人確認

選手は、本人確認のため、競技委員会から求められたときは、身分証明書を提示しなければならない。

2.4. 競技中

2.4.1. 作業の開始と終了

選手は、競技委員が開始の指示をするまで競技を開始してはならない。また、選手は競技委員の終了の指示に従わなければならない。

2.4.2. 休憩時間

競技スケジュールは、選手の健康と安全を踏まえたものとしなければならない。また、様々な競技環境（熱中症、寒冷下、VDT 連続使用に対する対策等）への対応や選手の緊張緩和措置のため、適宜休憩時間を設けなければならない（目安として、3時間連続した競技の場合、途中 15分程度の休憩時間を設ける等）。

2.4.3. 時間の延長

競技委員会は、必要に応じて競技課題の完成を促すために競技時間の延長を行うことができる。ただし、時間の延長が必要と判断した場合、予め技術委員会に許可を得なければならない。

2.4.4. 選手と指導者の接触

選手は、競技中、競技主査の許可がない限り、他の選手、指導者や関係者、観客と接触してはならない。

2.5. 安全衛生

2.5.1. 安全衛生

競技委員会は、選手に対して安全衛生に関する教育を実施しなければならない。

安全衛生に関する指示に従わない選手は、ペナルティを受ける。また、それが繰り返された場合は、失格となる。

2.5.2. 競技中の怪我、病気又は事故

選手は、競技中、怪我、事故、体調不良及びその他安全衛生に関する事項が発生した場合、競技委員会に速やかに知らせなければならない。このとき、競技主査は、ただちに定められた手順に基づき対応を取らなければならない。また、競技主査は、競技職種実施要領に規定したロスタイムを追加すべきかどうかを速やかに判断しなければならない。もし、選手が棄権しなければならない場合、原則として、その時点で完了している作業に対して採点を行う。

2.5.3. 資格証等の提示

有資格を要する競技においては、選手は、競技中、資格証等を携帯しなければならない。競技委員等から資格証等の提示を求められた場合は、速やかに対応しなければならない。

2.6. 競技終了後

2.6.1. 片付け

競技委員会は、選手に対して材料・工具・機器の片付けや梱包について指示しなければならない。設備を含む競技エリアは、選手が退場する前に完全に整理整頓されていなければならない。

2.6.2. 終了した作品（製品）の保全

採点が終了し、全選手の採点結果を競技主査が確認するまで、終了した作品（製品）は競技委員会により安全に保管されなければならない。技術的理由で保管が困難な場合は、代替手段として写真撮影を行う。これらの写真は、評価の有効性を確認するために必要な証拠と成り得るため、同様に採点結果が確定するまで厳重に保管されなければならない。

2.6.3. 競技運営の完了

競技委員は、競技終了後においても、競技委員会を通じて事務局に提出された採点結果等の資料の確認が終了するまで、競技委員としての任務が継続する。

なお、競技主査は、それ以降も技術委員会による成績会議が終了するまでの間、事務局を通じた照会を受ける場合がある。

3. 競技職種実施要領

3.1. 位置づけ

本項は、競技職種で競技を運営するために必要となる基準、競技課題の概要、採点方法及び競技職種限定規則に関する情報等を含む。競技委員、競技補佐員、競技支援員、選手及び指導者は、この競技職種実施要領について理解しておかなければならない。

3.2. 内容と適用範囲

競技委員会は、競技職種実施要領を作成し公表しなければならない^{※1}。競技職種実施要領は、以下の項目が含まれる。これらの項目は全ての競技職種で共通であり、同一の様式（テンプレート）で提供される。

- ・ 競技職種の名称と説明
- ・ 技能五輪全国大会職業標準
- ・ 採点法、採点基準とその配点
- ・ 競技課題の概要
- ・ 選手が持参すべき材料・工具・機器
- ・ 競技職種限定規則（競技ルール、安全衛生規則、罰則の基準等を含む。）
- ・ 競技スケジュール
- ・ 実施要領

なお、競技職種実施要領と競技規則が矛盾する場合は、原則として、競技規則が優先される。ただし、競技職種限定規則において、競技規則より厳しい制限規定を設けている場合は、競技職種限定規則を優先とする。

3.3. 技能五輪全国大会職業標準（JSOS）とその構成

競技委員会は、技能五輪全国大会職業標準（Japan Skills Occupational Standards（JSOS）、以下「職業標準」という。）を策定し、公表しなければならない^{※1}。この職業標準には、競技職種に関する技能の特性と背景、実社会での職務における関係性が盛り込まれる必要がある。競技課題と採点基準は、職業標準に基づく必要がある。また、職業標準の各項目の評価割合を定めることとし、実際の競技の採点における配点も、概ねこの割合に基づくことが望ましい。

3.4. 競技職種限定規則

各競技職種に限定して適用される規則である。競技職種限定規則は、競技職種に具体的な詳細を示し、適用範囲を明記する。

競技職種限定規則には、以下を含めなければならない。

- ・ 競技ルール
- ・ ペナルティの範囲と基準
- ・ 安全衛生基準

3.5. 選手が持参すべき材料・工具・機器

選手は、競技職種実施要領に記載されている材料・工具・機器のみ持参できる。なお、競技委員会が、許可した場合はこの限りではない。

3.6. 入手方法

競技職種実施要領は、大会の1月前にウェブサイトで入手が可能となる。過去の大会のものは指定のウェブサイトで入手可能である。

3.7. 技能五輪国際大会との整合化

3.7.1. 整合化の考え方

競技主査は、技能五輪全国大会の目的・趣旨について十分に考慮しつつ、技能五輪国際大会職種別分科会と密に連携し、整合化の議論を進めなければならない。※2

3.7.2. 整合化率の算出と公表

職業標準を定義していない競技職種は、WSOS（WorldSkills Occupational Standards（「技能五輪国際大会職業標準」））と競技職種の採点基準との整合化率を指定の方法で算出し、ウェブサイトで公表しなければならない。

なお、技能五輪国際大会において公式職種ではない技能五輪全国大会の競技職種は対象外とする。

3.7.3. 整合化の状況と改善

整合化率が低い場合は、議論及び改善のために技術委員会が競技主査に照会することがある。

3.8. 更新とその有効性

競技職種実施要領は、必要に応じて競技委員会で見直しが行われる。

4. 競技課題

4.1. 競技課題内容

競技課題は、選手の職業的卓越性及び技能を示すものとなっていなければならない。

必要な作業場所、工具・材料等は最小限に抑えるよう作成されなければならない。必要に応じて、直近の技能五輪国際大会のモジュール数や内容を参照することが望ましい。

4.2. 競技時間

競技課題は、大会期間を通じて12時間以内（1日の作業時間は、7時間以内）の作業時間を要するよう作成されなければならない。ただし、技術委員会の承認を得て、例外的措置を講ずることができる。

※2 技能五輪国際大会と技能五輪全国大会の整合化は、技能五輪国際大会における日本代表選手の成績の向上に資するよう行われるものである。これは、競技課題を単に一致させるというのではなく、職業標準及び採点項目・基準の整合化を図ることが重要である。

4.3. 競技課題様式（テンプレート）

全ての競技課題（図面及び文書）は、指定された様式（テンプレート）^{※1}で作成し、デジタル版で入手可能としなければならない。

4.4. 使用する材料・工具・機器

競技課題には、使用する材料・工具・機器及び選手が持ち込む材料・工具・機器について記載しなければならない。

4.5. 競技課題の作成

競技課題は、競技委員が作成しなければならない。ただし、技術委員会の承認を得た場合、競技主査は、参加選手関係者等から競技課題内容等の提案を受けることができるとともに、第三者（機関）に対し作成の補助を依頼することができるものとする。この場合において、競技主査は提案者及び補助者に対して指示、監督及び管理を行わなければならない。

4.6. 品質保証と管理

競技委員は、競技課題が実行可能であることを保証しなければならない。

4.7. 守秘義務

競技委員は、公表前の競技課題の内容を他に漏らしてはならない。

競技委員、競技補佐員は、公表されている情報を除き、採点基準について他に漏らしてはならない。

競技支援員は、大会期間中に競技エリア内で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

競技課題公表前は、関連の全ての書類、図面、および記録機器は、競技委員会が厳重に管理しなければならない。

4.8. 競技課題の公表と非公表

競技課題は、その採点基準とともに、原則として大会3か月前にウェブサイトで公表される。それ以外の競技課題、つまり、非公表の競技課題は大会期間中に競技エリア内で公表される。

公表された競技課題及び採点基準が変更になった場合には、競技委員会は競技開始前までに選手に知らせなければならない。

4.9. 競技課題に関する問い合わせ

競技課題に関する問い合わせは、指定の方法で参加する選手自身が行わなければならない。問い合わせはメール等の電子的方法でのみ行う（紙媒体の使用は禁止とする。）ことができ、原則として、それらは回答とともに、ウェブサイトにより全ての関係者に公表される。

4.10. 競技課題の保管と共有

競技課題は、今後の共有のため原則として、デジタル形式で事務局に提出され保管される。

4.11. 終了した作品（製品）の取扱い

競技主査による承認が無い限り、作品（製品）の撤去又は廃棄及び競技エリアや設備の解体を開始してはならない。

終了した作品（製品）は、大会主催者の許可無しに大会会場から持ち出したり、利用したりしてはならない。

選手が製作した作品（製品）等の所有権は、大会主催者に属する。

5. 採点

5.1. 採点者

採点は、競技委員が行わなければならない。採点とは、予め規定した採点基準に基づいて、競技課題による作品（製品）を測定・評価し得点を与えるプロセスを指す。

5.2. 採点方式

採点は、原則として加点方式で行うことが望ましい。

5.3. 得点

得点は、0点～100点の範囲としなければならない。

5.4. 採点方法

明確な採点基準による客観採点及び主観採点（若しくは客観採点のみ）により行われなければならない。主観採点を含め、予め採点基準（目安）を定義し公表しなければならない。

採点に当たっては、別途「採点作業チェック項目表」を作成し、示される項目に沿わなければならない。また、採点結果が適正であるかの確認においては、ミスが生じないようあらゆる対策を講じなければならない。

5.4.1. 客観採点（メジャメント）

客観採点（メジャメント）は、正確性、精密度など客観的に測定できる技能を評価するために使用され、「採点基準に一致するか否か」で採点される。

5.4.2. 主観採点（ジャッジメント）

主観採点（ジャッジメント）は、採点者の見解の相違があるかもしれない技能の質、卓越性及び美観等を評価するために使用される。主観採点は、複数名の競技委員により実施しなければならない。

5.5. 採点基準の作成と公表

全ての採点は、明確な採点基準を予め作成し、それをもとに行われなければならない。また、原則として採点基準（次項に示す、大・中項目とその配点）は公表しなければならない。

5.6. 採点基準の構成

採点基準は、採点の対象となる条件等の他、大項目、中項目、小項目、詳細で構成される。

5.6.1. 大項目

大項目は、採点における主な項目を示しており、原則として職業標準の項目と一致していなければならない。項目数は、5 項目以上 9 項目以下が望ましい。また、これら項目の配点は、職業標準の比重を反映しなければならない。

5.6.2. 中項目

大項目は、1 つ以上の中項目に細分化される。

5.6.3. 小項目（採点最小単位）

小項目は、実際に採点を行う最小の単位となる。中項目は 1 つ以上の小項目に細分化され、それぞれに配点される。小項目への配点は、特定の項目が採点結果に大きく影響しないよう考慮することが望ましい。

5.6.4. 詳細

必要に応じて、小項目を説明するための詳細を記載することができる。

5.7. 採点研修等（トレーニング）

競技委員は、採点研修等を受けなければならない^{※3}。競技主査は、競技開始前日までの期間において、何らかの方法（大会期間中、オンライン、競技委員会等）で採点研修等を実施しなければならない。

5.8. 指摘と対応

全ての職種は、採点基準の公表に先立ち、採点基準及び採点方法について技術委員会へ提出し、技術委員会から指摘を受けた場合は、採点基準等の改善対応を行わなければならない。

また、全ての職種は、大会の採点結果について、技術委員会からの助言を受けた場合は、次回大会に向けた改善等の検討をしなければならない。

5.9. 採点の対象者

完了した競技課題は必ず採点されなければならない。完了しなかった競技課題は、「採点対象外」として、得点をゼロ点とすることができる。採点対象の範囲は予め採点基準で規定しなければならない。

競技職種限定規則の違反があった場合は、予め規定した採点基準により「減点」又は「採点対象外」とすることができる。

5.10. 採点の実施

5.10.1. 採点の準備

原則として、競技開始に際し、競技主査は全ての採点準備作業が完了していることを確認しなければならない。

5.10.2. 採点の順序

採点において、客観採点又は主観採点の実施順序について考慮する必要はない。ただし、不一致や不公正な採点がされる恐れがある場合は、競技主査はどちらかを優先させる決定をすることができる。

5.10.3. 選手の前での採点の禁止

競技職種実施要領で規定されていない限り、選手の立ち会いのもとで採点を行ってはならない。

5.10.4. 二重採点の禁止

1つの技能を採点するにあたり、2つ以上の採点項目を用いてはならない。

5.10.5. 採点結果の入力と集計

原則として、ワールドスキルズインターナショナルが提供する CIS（採点システム）を用いて^{※4}、採点結果の入力と集計をすることが望ましい。

5.10.6. 採点完了時間

各競技課題の採点は、競技課題が終了した日に完了することが望ましい。また、全ての採点結果は、競技主査が競技最終日（2日目）の22時までに指定の様式で技術委員会に報告しなければならない。これを超える場合は、予め技術委員会の了承を得なければならない。

5.10.7. 採点過失への対処

あらゆる採点の不備は、発見次第、直ちに訂正されなければならない。選手の表彰順位に影響するような重大な過失が発生した場合は、競技主査はその証拠とともに直ちに技術委員会に報告しなければならない。

5.10.8. 採点結果の確定

競技主査から事務局に提出された採点結果は、提出した時点で確定する。事務局は、確定した採点結果を技術委員会に報告する。確定した以降、過失等があった場合を除いて選手は採点結果に対する異議を申し立てることができない。

5. 11. 採点結果の通知

選手の求めに応じた採点結果の通知は、合計点は必須とし採点基準の中項目レベルまでとすることが望ましい。※5 また、競技委員会の判断により採点の詳細を通知することは妨げない。

5. 12. 採点結果への異議申し立て

採点結果に対し異議申し立てがある場合は、選手が技術委員会に対し指定の方法で行わなければならない。

5. 13. 採点内容に対する問い合わせ等の禁止

競技主査が同意した場合を除き、選手及び全ての関係者は競技委員に対して採点内容に関する問い合わせを直接行うことはできない。

※5 本大会の目的であるものづくり人材の育成・確保につなげることに鑑み、採点結果に対するより詳細な評価を伝達することにより、参加した選手にとっては自身の技能レベルの確認や、次なる努力目標、技能向上意欲を与えるとともに、その指導者に対しては、継続的な指導及び育成、並びにその改善点寄与に資するため、採点基準の中項目まで公表することが望ましい。ただし、当面の間は CIS を導入した職種を対象とする。